

社会福祉法人健楽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健楽会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員等が第3条の業務を行う場合、その業務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

(報酬等の支給額)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、報酬等の支給額は以下の通りとする。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合

第4条適用後の支給額	20,000円
------------	---------

(2) 監事が、監査を実施した場合

第4条適用後の支給額	20,000円
------------	---------

(3) 役員等が入札及び行政検査の立会い等を行った場合

第4条適用後の支給額	20,000円
------------	---------

ただし、(1)に出席した同一日、同一場所において(2)、(3)の業務を行った場合、(2)、(3)の報酬等は支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬等は、所得税を源泉徴収して現金にて支払う。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(出張旅費)

第6条 役員等が当法人の業務のため出張する場合は、当法人の旅費規程を適用する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に

定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(令和2年6月22日改訂)

附則 この規程は、令和2年7月2日から施行する。